

第2回幕別町次世代育成支援対策地域協議会 会議録

○日時：平成21年7月16日（木） 10:00～11:40

○会場：幕別町保健福祉センター 研修室

会 長

皆さん、おはようございます。お忙しい中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。ただ今から、第2回地域協議会を開会します。

それでは、次第の2番目、協議事項、(1)の「子どもたちの健やかな成長等に関する意識調査の集計結果について」、説明をお願いします。

事務局

それでは(1)の「子どもたちの健やかな成長等に関する意識調査の集計結果について」につきまして、ご説明いたします。

【資料6、資料7の説明】

会 長

それでは説明が終わりましたので、ご質問や意見がございましたら発言をお願いします。

また、説明を受けたばかりでは難しいかもしれませんので、次回の会議の際にも、意見交換の時間をとりたいと思いますが、今日は調査の結果等を踏まえて、感想などでも構いませんので、ありましたら発言をお願いします。

委 員

意識調査の子どもの相談相手の項目について、やはり年齢が低いうちは「母親」が中心になっており、中学生から高校生にかけては「友だち」が増えてきている。この調査にはないが、社会人になってくるとおそらく「父親」が相談相手になるのだろうと思います。

また、前回に説明のあった子どもの権利条例について考えたのですが、昔は子どもの意見よりも親の意見が強くて、なかなか意見が通らないことが多かった。今は、変わってきているのかもしれないが、意識調査では「過保護、過干渉」などの調査結果も見受けられます。

権利を主張するということは責任も伴うものであり、子どもが小さいうちは自立とまではいかないが、権利と責任も教えていくことを見据えながら進めていくことが必要と考えます。

会 長

他にありますか。

委 員

資料7のP.26「問29 子どもの権利を守るためには、何が必要だと思いますか」について、私としては意外な結果でした。「いじめや非行の予防」が多いのですが、基本は、家庭で子どもを育てることが一番大切だと思っています。

会 長

他にありますか。

委 員

「子どもの権利条約を知っていましたか」の回答で、5割以上の子どもが知っているとなっているが、どこで知ったのでしょうか。学校の授業にあるのでしょうか。

事 務 局

学校の道徳の授業であったり、公民などの授業の中での知識か思います。また、「広報まくべつ」の本年1月号で「子どもの権利条約」を紹介しており、その後に意識調査を実施しているため、その率に影響しているかもしれません。

今回の資料については、集計に時間を要したため事前配付ができなかったのですが、特に自由記載欄の中には選択項目に出ていない意見がありますので、ご覧いただきたい。高校生の意見では、「社会のルールとマナーを教えてほしい。」、大人の意見では、「保護者がもっと子どもに教えなければならない。」「地域社会のあり方」「共働きが多くなって、子どもと接する時間がとれない。」などがあります。

会 長

他にありますか。

委 員

子どもの相談相手に「母親」と回答された子どもが多いのは、ありがたいような、重たいような感じがしました。資料6のP.3「ふだんの生活の中で一番楽しいと思うのはどんなときですか」では、年齢が上がってくるとその場所が家庭から外に向いてきており、いつかは子どもは巣立っていくのですが、「楽しいのは」だけではなく、視点を変えて「リラックスできる場所は」というのも聴いてみたかったと思います。

会 長

調査結果を見て思ったのは、子どもたちはやはり親を信頼しています。このことから親教育が大事であると感じていますが、その辺をどのようにしていくかが今後の課題となってくるのではないのでしょうか。

委員

私もそう思います。子育てボランティアとして、子育て家庭と接することがよくあるのですが、子どもだけを支援するのではなく、子育てをする親にも目を向けて支援していかなければならない時代だと痛感しています。

委員

私もその意見に賛成です。子どもは親を見て育っていくので、親の気持ちを育てないと子どもは育たないと思います。今の親を育てたのは私の親の世代であり、他人ごとのように思わず、一緒に環境を作っていけたらと思っています。

委員

今の世の中、子どもの事件など問題が起きているのは、私たちの世代がしっかりと育てなかったことも要因ではないかと思っています。当時は共働きが始まった年代でもあり、また核家族が増え始めた時代です。子どもには子ども部屋を与え、働く女性の権利などが叫ばれる時代に子育てをし、その子どもが今の親世代になったところですが、大げさに言うと私たちの世代の子育てにも何か至らぬところがあったのではないかという思いもあり、今、私たちでできることをしたいと思っています。

会長

他にありますか。

委員

皆さんの意見を批判するわけではないのですが、次世代育成支援対策は法律で推進することとされており、「出生率の低下」、「少子化」を受け、これまでの児童福祉法だけでなく、新たに子育て支援の法律ができたのだと思います。このため、社会が労働時間を短くして、男性が子育てに参画する、地域が何かをする、社会保障で子どもに何かをするなど、家庭だけではなく、対象が非常に広いものとなっています。今後の話し合いについては、広がっていくと全体像が見えづらいので、対象を精査して協議していかなければならないと思います。

また、子どもの権利条例と次世代育成支援行動計画を分けて議論したほうが良いと思います。

次に、前回の委員は計画策定で任期を終えています、今回は任期が3年となっていることを再度ご説明いただきたい。

事務局

委員の任期についてですが、前回は前期計画の策定だけのために協議会を設置したのですが、今回は後期計画の策定とその進行管理を所掌事務としていることから

3年としています。

また、今回協議いただいている資料6、7につきましては、子どもの権利に関する意識調査の結果であり、行動計画のアンケートにつきましては、全く別様式で調査をしておりますので、その集計は秋口頃にお示ししたいと思っています。

会 長

今回の協議は、子どもの権利に係るものでありますことをご理解いただきたいと思います。

事 務 局

子どもの権利条例については、先進事例をお示しするほうがイメージがつきやすいとは思ったのですが、先にお示ししますとそれが主となってしまいう可能性もあったものですから、まず、子どもの権利条約の趣旨や意識調査の結果を踏まえながら、幕別町の現状を協議いただき、その後に先進事例の条例を参考にお示ししたいと思います。自治体の規模や地域性の違いもあるため、まずは本町の現状を協議いただきたいと考えております。

会 長

それでは、次回の会議の時にこの件に関しての時間を取りたいと思いますので、次の(2)の「子どもの権利を論ずることの意義」に移りたいと思います。事務局からの説明をお願いします。

事 務 局

別紙4をご覧ください。こちらは、札幌市子どもの権利条例制定検討委員会において、まとめられたものであります。前回の会議の際に事務局から説明させていただいた内容と重複する箇所もありますが、非常にわかりやすくまとめられていることから、先進地の参考資料として今回お配りさせていただきました。

【別紙4の説明】

－補足説明－

今回お示ししましたのは札幌市の先進事例ではありますが、各先進地においては表現の違いはあるものの、ベースが子どもの権利条約ですので、基本的なまとめ方や考え方は同様であります。

本町においても、今後、町民の皆さんに周知を図るにあたっては、子どもの権利の検討の段階から、できるだけ誤解のないように注意して進めていかなければならないと考えております。

会 長

ご質問やご意見がありましたら、発言をお願いします。

委員

子どもの権利条例がダメだというものではないのですが、このように長い説明文をもとに、住民に理解を求めるのは非常に困難だと思います。このベースを理解していただいて初めて条例が生きてくることとなりますが、それは非常に難しい問題。子どもの権利条約は、世界中の貧困、飢餓、武力紛争などから始まっており、国連の発想を日本に適応させるには、前文をきちっと理解しないと進まないことが気にかかります。子どもの権利条例を作ることには賛成なのですが、行政や学校側が大変になるのではないのでしょうか。

事務局

条例を制定した時に、その理念を理解していただくことが大事になります。条約では、委員が言われました世界中のそういったことをベースとしていますが、日本の場合にはその全てではなく一部が該当し、馴染まない部分があります。そのため、日本に、幕別町にあったものを考えていく必要があります。

また、権利と義務という言葉のもつ意味なども誤解のないよう、しっかりと伝えていかなければならないと思っています。

委員

カナダでは、車の中に財布や免許証を置いておいて、車を壊されて、財布などを盗まれても、車の中に放置した方が悪いとされるなど、日本とは主張する権利が異なっており、子育てについても、小さい子どもがいなくなるとベルトでつなぎ、誘拐されない、怪我しないなど、親としての責任を果たしていないと親が悪いとされます。国々の社会風土の違いはありますが、条例を作っても権利だけを主張されることのないように気をつけなければならない。

委員

欧米の話などは社会情勢が大幅に異なっていることは事実で、日本が批判される面もありますが、別の部分では礼儀正しいとか日本人が評価される場所もあります。子どもの権利条例については、幕別に合わせたものを検討し、権利と義務、マナーとルールなどを明文化していくことを考えてみてはどうでしょう。

事務局

条例ができたときには、条例の規定の意味を十分に理解してもらえるように、大人版の解説文だけではなく、子どもにも理解してもらえるようなものをお示しする必要がありますと思っています。

会長

別紙4については、札幌市の検討委員会でまとめたものです。子どもの権利を考

えるにあたっての参考としながら、幕別町の条例を検討していきたいと思います。

それでは、(3)の「子どもの権利に関する意見交換会について」に移りたいと思います。事務局からの説明をお願いします。

事務局

別紙5をご覧ください。この資料は、町内の各中学校に依頼した際の文書であります。

【別紙5の説明】

－補足説明－

生徒からの事前質問に対する回答を見ながら、関連することを意見交換したいと思っております。

なお、最終ページに各中学校を訪問する委員の体制を案として作成しておりますのでご覧ください。日程は、各中学校との調整ができ次第お知らせします。

会長

ご質問やご意見がありましたら、発言をお願いします。

委員

日程は、できるだけ早めにお知らせいただきたい。

事務局

わかりました。

委員

意見交換をするにあたって、子どもの権利条約の考え方などの資料は提示しないのでしょうか。

事務局

各中学校に依頼する際にもお話ししておりますが、あらかじめ、参加される生徒に対し、意見交換会の趣旨の説明文と子どもの権利条約の子ども向け抄訳を配付したうえで、テーマごとの事前質問に回答していただこうと考えております。

会長

他にございますか。なければ、次に(4)の「次回の地域協議会」についてですが、第3回目の会議は8月19日(水)午前10時からとしたいと思いますが、よろしいですか。

【委員同意】

会長

次に、次第の3番「その他」ですが、皆さん何かございますか。なければ事務局から何かございますか。

事務局

ありません。

会長

それでは以上で、本日の会議を終了します。本日はご苦労様でした。

○配付資料

- ・ 第2回地域協議会次第
- ・ 子どもたちの健やかな成長等に関する意識調査の集計結果
 - 【資料6】 子ども対象調査の集計
 - 【資料7】 18歳以上対象調査の集計
- ・ 別紙4 子ども権利を論ずることの意義
- ・ 別紙5 子ども権利に関する意見交換会について